



## 今年もあるのか？労働者代表者選挙！ 今年もやるのか？コンプライアンス違反！

今年も労働者代表者の立候補受付期間が始まりました。

立候補者が1人であれば、選挙投票ではなく信任投票となります。今年も複数名の立候補により選挙投票となるのでしょうか？

これに先立ち、東京支社総務部長名で「過半数代表者の選出について」という掲示がされており、

・立候補の自由、投票の秘密の確保

・客観性や公平性、公正性の担保

・代表者選出に関する手続きは会社が行っていく

という内容となっています。去年も同じような内容で掲示が出されたと思います。

### ここで、過去の池袋運輸区の状況を振り返ってみましょう

2020年

会社から労働者代表者選挙に立候補するよう言われた従業員がいる。

2021年

自らの意志で労働者代表者選挙に立候補した者が会社からのアドバイス(?)により立候補を取り下げる。

立候補受付期間が終了しておらず、職場内で立候補者が公表されていないにも関わらず、休職者が立候補している者を何故か知っている。

労働基準法施行規則

第6条の二第二項

法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって、使用者の意向に基づき選出された者でないこと。

会社から立候補をするように言るのは立候補の自由に違反！

既に使用者の意向に基づいた者です！

会社から立候補を取り下げるよう促してそのようにさせるのは立候補の自由・公平性・公正性に違反！

立候補受付期間中で職場内においても立候補者が公表されていない、立候補者が全員確定してもいいのに、休職者が誰が立候補しているか知っているのは公平性・公正性に違反！

コンプライアンス違反をしているのは誰なのか  
コンプライアンス違反を行ってきたのは誰なのか  
バレなければ何をしてもいいのか  
違反行為に加担するのはやめよう  
怪しい動きに注意しよう！